

資料5

武蔵村山市立〇〇〇〇学校 学校関係者評価委員会設置要綱（例）

（名称）

第1条 本委員会は、武蔵村山市立〇〇〇〇学校 学校関係者評価委員会と称し、事務局を武蔵村山市立〇〇〇〇学校に置く。

（目的）

第2条 本委員会は、学校教育施行規則及び武蔵村山市立学校の管理運営に関する規則に基づき、武蔵村山市立〇〇〇〇学校における学校関係者評価を実施することを目的とする。

（所掌事項）

第3条 学校関係者評価委員会は、校長から示される評価表及び概要説明等に基づき、次の観点について評価・助言を行う。

- （1） 確かな学力の向上に関する事
- （2） 豊かな心の育成に関する事
- （3） 健やかな体の育成に関する事
- （4） 学校の特色ある教育活動に関する事

（委嘱）

第4条 学校関係者評価委員（以下、評価委員）は、次の者のうちから校長が委嘱する。

- （1） 保護者
- （2） 学校評議員
- （3） 消防団員
- （4） 民生・児童委員
- （5） その他、校長が必要と認める者

※学校の状況等を理解していただいている身近な方から校長が選任して委嘱する。
※学校評議員を必ず入れなければならないという意味の例示ではない。

（役員の設置及び任期）

第5条 本委員会は次の役員をおく。任期は、委嘱の日からその年度末までとし、再任を妨げない。

- （1） 委員長1人、副委員長1人
- （2） 委員長は委員の中から互選で選ぶ。
- （3） 副委員長は委員長が指名する。
- （4） 委員長は、本委員会を代表し、会務を統括し学校関係者評価表を取りまとめ校長に提出する。
- （5） 副委員長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは職務を代理する。

（報酬等）

第6条 評価委員には、報酬及び費用弁済は支給しない。

（守秘義務）

第7条 評価委員は、本委員会内で知り得た秘密を漏らしてはならない。評価委員を退いた後も、同様とする。

（会の開催）

第8条 本委員会は、1年に3回開催することを原則とする。なお、校長及び委員長が必要と認められた時は臨時に開催することができる。また校長は各回で下記の内容を説明する。

- 第1回 学校関係者評価委員会及び学校評価計画表の説明、年間の活動予定
- 第2回 第1回学校評価の説明及び改善の方向性
- 第3回 第2回学校評価の説明及び改善の方向性

（運営）

第9条 学校関係者評価委員会の運営は、校長の責任と権限において行うものとする。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、学校関係者評価委員会の運営上必要な事項は、校長が定める。

（附則） この要綱は、平成20年4月1日から施行する。